

憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める要請書

貴職におかれましては、住民の暮らしの向上、地方自治の発展に向けて、日頃からご尽力されていることに敬意を表します。

止まるところを知らない物価高・燃料高、度重なる甚大な自然災害などにより、住民生活は困難に直面しています。その中で明らかになったのは、自治体・公務公共関係職場をはじめ「公共」を支える仕事の多くが、極めて脆弱な基盤の上で運営を余儀なくされているという事実です。コロナ禍にあっては、医療、保健、介護、障害福祉、保育、学童保育、教育など住民生活にとって不可欠な場面において、住民の権利が著しく制限されました。いのちの砦であるはずの生活保護や、生活困窮者支援の制度がいかにも不十分であるかも痛感させられました。能登半島地震や豪雨災害では、水道事業や清掃業務を直営で堅持してきた自治体からの行政派遣が大活躍した一方で、被災自治体における公務員不足、技術継承がされていないなどの問題が浮き彫りになり、地元建設業者の衰退によって道路や建物の復旧に大きな支障が出ました。

そもそも、平時であっても住民の人権が十分に守られない状況が続いてきました。特別養護老人ホームでの虐待事案や、グループホームでの食材費過大請求問題やそれに伴う閉鎖など、利用者の人権が直接的に脅かされています。保育所や学童保育の待機児童問題は、親の働く権利を侵害し、その解消のために量の拡大を優先した結果、子どもの人権が蔑ろにされ、重大事故等の報道が相次ぎました。

そこで働く労働者の人権も守られていません。自治体業務を支える職員のマンパワーは絶対的に不足し、長時間・過密労働により精神疾患や過労死が激増しました。その一方で、不安定雇用で低処遇の会計年度任用職員が大きな責任と専門性を担い、自治体運営を支えています。教員や、公設民営・民設民営の社会福祉施設の福祉労働者は、まさに「やりがい搾取」というべき状況に置かれ続け、その過酷な労働環境は深刻な人手不足を招いています。コロナ禍においては、指定管理先や委託先の労働者が、なんの保障もないまま切り捨てられる事案も多発しました。

日本国憲法の根本原理は、個人の尊厳の尊重です。住民の最も近くで住民一人ひとりの基本的人権を保障するために、地方自治が憲法に規定されました。その実現には、抜本的な体制拡充と処遇改善が不可欠です。コスト削減や効率性の追求のみに捉われた行政運営では、住民も職員も人権が守られません。「人権保障のにない手」である自治体・公務公共関係労働者の人権が守られてこそ、住民の人権を守ることができます。今こそ、地方自治体がその本来の役割である「住民の福祉の増進」を自覚的に拡充する取り組みが必要です。

つきましては、下記の事項について速やかに実現されるよう要請いたします。

記

【1】憲法と地方自治の本旨に基づいた行政運営について

1. 憲法を遵守し、誰もが個人として等しく尊重され安心して暮らせる社会を地域から実現するため団体自治・住民自治に基づいて住民の福祉の増進を図ってください。

【2】公務・公共サービスで働く労働者の権利と住民サービスの拡充について

- I. 自治体で働く職員の賃金・労働条件を改善してください。
 1. 「任期の定めのない常勤職員による公務運営」の原則を堅持し、新型感染症や自然災害から住民のいのちと暮らしを守るために必要な正規職員を平時から確保してください。育児休業者の代替は任期の定めのない正規職員で配置してください。

担当課	人事課
回答	将来の行政需要等を踏まえ、任期の定めのない職員が従事すべき業務を精査し、必要な正規職員を確保してまいります。

2. 勤務時間が週 37.5 時間のパートタイム会計年度任用職員をフルタイムとするなど、会計年度任用職員の不適切な任用を見直してください。会計年度任用職員の再度の任用にあたっては非公募とし、回数の上限を撤廃してください。

担当課	人事課
回答	地方公務員法および地方自治法の趣旨に則り、業務内容に応じて必要な勤務時間を精査し会計年度任用職員の適正な任用をおこなっていきます。 会計年度任用職員が同業務に就く回数の上限は設定しておらず、次年度の配置は人事考課結果に基づき毎年検討しています。

3. 自治体で働くすべての職員の賃金をただちに時間額 1,500 円以上、月額 24 万円以上にしてください。会計年度任用職員のいわゆる昇給にあたっては、正規職員の昇給制度との均等待遇を実現してください。すべての職員について、最低賃金を下回った場合には、初任給基準の引き上げとあわせて、昇給時に適用する号給全体を引き上げ、昇給制度が適切に機能するようにしてください。年度途中に正規職員の給料表を増額改定する場合は、すべての会計年度任用職員についても 4 月に遡って同様の給料表を適用してください。

担当課	人事課
回答	会計年度任用職員の賃金等に関しては、最低賃金を下回ることのないよう、正規職員と均衡を図りながら設定しています。また、本市正規職員の他、近隣事業所や近隣自治体との均衡を考慮して必要に応じて見直しを行います。年度途中の改定については、他市や国等の動向を注視し、検討してまいります。

4. 会計年度任用職員の手当支給について正規職員との均等待遇を実現してください。

担当課	人事課
回答	正規職員及び会計年度任用職員の手当は、国の制度に沿って制定しています。国及びその他自治体との均衡を保つため、原則として国の制度を上回る手当制度の制定はしません。

5. 会計年度任用職員の休暇制度等について正規職員との均等待遇を実現してください。妊娠、出産、育児等のライフイベントに関わる休暇、病気休暇、母性保護に関わる休暇等は、ただちに正規職員と同等の日数を有給で付与してください。

担当課	人事課
回答	正規職員及び会計年度任用職員の休暇制度は、国の人事院規則に沿って制定しています。国及びその他自治体との均衡を保つため、原則として人事院規則を

上回る休暇制度の制定はしません。

6. 自治体で働くすべての職員の勤務時間について、適正で客観的な把握を行ってください。在庁状況の客観的な記録に基づいて適正に時間外勤務時間を管理し、時間外勤務手当を確実に支払い、不払いを根絶してください。労働基準法別表第一に含まれる職場では必要最小限の時間で36協定を締結し、含まれない職場においても同様の労使協定を締結してください。

担当課	人事課
回答	労働時間については、客観的な把握を行うために、パソコンのログイン・ログアウトの時間を記録しています。 36協定締結については、労働基準法を遵守し締結しております。

7. 自治体で働くすべての職員について、使用者の責任において定期健康診断やストレスチェックを実施してください。ハラスメント防止条例を制定し、あらゆるハラスメントを根絶してください。

担当課	人事課
回答	ハラスメントについては「豊田市職員のハラスメント防止に関する要綱」に基づき、防止及び排除に努めています。

Ⅱ. 公契約制度の適正化と地域経済の発展をはかってください。

1. 公契約条例を設けている地方自治体は、全国91自治体まで広がっており、愛知県内でも21自治体が条例化しました。実に全国の4分の1近くを愛知県内の自治体が占めています。しかし、多くは賃金下限額の規定なき理念条例となっており、公契約の基礎となるILO第94号条約の理念や意義が十分にいかされていません。改正された品質確保法など「第3次担い手3法」の主旨を踏まえ、公契約事業に従事するすべての労働者の賃金を時間額1,500円以上とし、職務経験に応じた加算、休日の確保、雇用の安定を実現する、公契約条例を制定してください。

担当課	契約課
回答	法令を上回る賃金を規定することの法的合理性、客観的な根拠に基づく積算など、解決すべき課題が多いことから、豊田市公契約条例では賃金下限額を設けてはいません。ただし、「特定公契約」という一定の基準に基づく契約については、地域別最低賃金以上の賃金が支払われているかを確認することにしていきます。

2. すでに条例を制定している自治体において賃金下限額の規定がない場合は、これを盛り込む改正を行ってください。

担当課	契約課
回答	Ⅱ 1 の回答と同じです。

3. 愛知県は、労働環境報告書の提出とともに一定額以上の工事請負契約、業務請負契約について、下請及び再委託を含むすべての事業者から賃金単価及び報酬単価の報告を義務づけています。これを参考に、関係するすべての労働者および事業者の賃金と報酬単価を把握してください。

担当課	契約課
回答	地域別最低賃金の支払いが行われていることを確認していることから本市では、労働環境報告書の提出による確認のみとしています。なお、関係するすべての労働者および事業者の賃金と報酬単価の把握は、受注者・発注者双方の事務負担も大きなものであるため、当該確認の導入には、慎重な検討が必要と考えます。

4. 地域経済の発展をはかるため、地元中小企業への支援や就労支援施策等の充実をはかってください。物価高に伴う価格転嫁がなされているかなど公正取引の実態を把握してください。

担当課	産業振興課、産業人材活躍課
回答	経営力強化支援補助金や人材活躍支援補助金をはじめとした独自の中小企業支援策を推進するほか、豊田市女性しごとテラスを中心に、多様な求職者層に対する就労支援策（スキルアップセミナーや職業紹介事業）を実施していきます。 物価高に伴う価格転嫁の状況は、事業者へのアンケート調査等により把握するよう努めます。

5. 地方自治体による奨学金返還支援のとりくみは、全 47 都道府県、816 の市区町村(約 5 割)にまで広がりました。しかし県内自治体の実施率は 2 割程度に留まっています。企業規模、年齢、職種、公民の違いなど制限を設けず、奨学金を返還するすべての労働者を対象とする地方自治体独自の奨学金返還支援制度を確立してください。

担当課	産業人材活躍課
回答	奨学金返済支援制度に関しては、中小企業の人材確保を図ることを目的に、令和 6 年度から愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金が創設されており、現時点で市独自の拡充は考えておりません。引き続き、市内事業者からの同様制度創設に対するニーズを注視してまいります。

Ⅲ. 住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスを充実してください。

1. 民間社会福祉施設職員の処遇改善に関して

- ① 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（2007 年 8 月 28 日 厚労省告示第 289 号）に基づき、保育・障害・介護など民間の社会福祉分野で働く職員の賃金・労働条件の実態を把握し、福祉職俸給表に近づくように自治体独自の補助をしてください。

担当課	保育課
回答	保育の公定価格に対する措置については、国の責任で実施する必要があると考えています。 保育分野においては、豊田市独自の補助金を措置しており、その中で職員の賃金・労働実態を把握しています。
担当課	障がい福祉課
回答	障がいの報酬に対する措置については、国の責任で実施する必要があると考えているため、民間の社会福祉分野で働く職員の賃金・労働実態把握はしておらず、豊田市独自の補助金についても現時点では考えていません。
担当課	介護保険課
回答	介護の報酬に対する措置については、国の責任で実施する必要があると考えているため、民間の社会福祉分野で働く職員の賃金・労働実態は把握しておらず、豊田市独自の補助金についても考えていません。

- ② 正規・非正規ともに最賃引き上げに対応できるよう、処遇改善とは別に自治体独自で補助してください。

担当課	保育課
回答	保育の公定価格に対する措置については、国の責任で実施する必要があると考えているため、現時点で豊田市独自の補助金は考えていませんが、正規・非正規の最低賃金は適切に対応すべきと考えています。
担当課	障がい福祉課
回答	障がいの報酬に対する措置については、国の責任で実施する必要があると考えているため、現時点で豊田市独自の補助金は考えていませんが、パートタイム・有期雇用労働法や最低賃金は適切に対応すべきと考えています。
担当課	介護保険課
回答	介護の報酬に対する措置については、国の責任で実施する必要があると考えているため、豊田市独自の補助金は考えていませんが、パートタイム・有期雇用労働法や最低賃金は適切に対応すべきと考えています。

- ③ 子の看護休暇や介護休暇の取得促進のため、代替え職員の配置ができるよう自治体独自で人件費を補助してください。

担当課	保育課
回答	子の看護休暇や介護休暇の取得の促進は労働環境の向上に必要と考えますが、現時点で豊田市独自の補助金は考えていません。
担当課	障がい福祉課
回答	豊田市独自の補助金についても現時点では考えていませんが、現場の声や国、近隣自治体の動向を注視しながら、被雇用者が定着できるよう必要な対応について見極めてまいります。
担当課	介護保険課
回答	豊田市独自の補助金については考えていませんが、被雇用者が定着できるよう、職場環境の改善のための施策を進めていきます。

2. 保育に関して

- ① 公立保育所にも民間保育所にも、管理者に責任を持って労働時間管理を行わせ、自治体としてそれを把握してください。必要な指導を行うため、不払い残業をなくすためのガイドラインを策定し、すべての公立保育所・民間保育所に周知徹底を図り指導・監査してください。

担当課	保育課
回答	公立保育所では、時間外勤務判断基準を周知し適正な支給に努めています。民間保育所については指導・監査時に把握し、指摘事項は改善を求めています。

- ② 自治体独自で職員配置基準を改善し、公立・民間を問わずすべての保育所に適用してください。少なくとも、1歳児5:1と、3歳児15:1、4・5歳児25:1については、ただちに実現してください。

担当課	保育課
回答	公立・民間問わず、豊田市独自の職員配置基準を設けています。 (0歳児3:1、1・2歳児5:1、3歳児12:1、4歳児28:1、5歳児30:1) 3歳児は国の基準よりも手厚く保育士を配置しています。4歳児は2026年4月から、5歳児は2027年4月から実施予定です。これは、在園児がスムーズに進級できるように配慮しています。

- ③ 障害児保育の充実のため、障害のある子ども2人に対し保育士1人を上回る配置としてください。すべての公立保育所・民間保育所に、正規雇用の看護師を保育士配置基準に含まず配置してください。少なくとも、乳児や医療的ケア児が入所する施設には必置としてください。

担当課	保育課
回答	障がいのある子どもの個性に合わせた保育を実施するために、必要に応じて、子ども2人に対し保育士1人を上回る配置をしています。 公立園では会計任用職員の巡回看護師により全園対応をしています。また、医療的ケア児のいる園には看護師を配置しています。なお、豊田市では看護師を配置基準に含めていません。 民間保育所もほとんどの園で看護師を保育士配置基準に含まず配置しています。

- ④ クラス担任はすべて正規職員で配置してください。自治体独自ですべての公立保育所・民間保育所にフリー保育士(常勤で、クラス担任や障害児の担当を持たない、保育に携わる保育士)を1名以上配置し、ノンコンタクトタイムを確保できるようにするなど、過重業務の実態を改善してください。

担当課	保育課
回答	公立保育所では、正規職員によるクラス担任の配属を原則としています。ただし、産休・育休代替として会計年度任用職員が一時的にクラス担任になる場合があります。フリー保育士については、乳児保育実施園に1人、更に延長保育実施園に1人、一時保育拠点園に1人配置しています。 民間保育所は全園配慮しています。 育児短時間勤務の職員やフリー保育士の配置により事務時間の確保に引き続き努めてまいります。

3. 介護・障害分野の夜勤を伴う職場に関して

現在の夜間支援体制加算では、夜勤者を追加配置するには単価設定が低く、適切な休憩時間の確保ができないことに加え、長時間労働の温床になっています。また、夜間帯の1人勤務では職員に万が一のことがあれば、利用者のいのちの問題に直結します。1人夜勤の実態を把握し、国に複数配置を最低基準とした報酬設定をするよう求めるとともに、自治体独自の補助をしてください。

担当課	障がい福祉課
回答	国の定める職員配置基準が遵守されるよう事業所に指導を行っています。また、国への意見・要望については、「中核市市長会」「全国市長会」などの団体の活動を通して働きかけを検討していきますが、現時点で豊田市独自の補助金は考えていません。今後も現場の声や国の動向を注視しながら、必要な対応について見極めてまいります。
担当課	介護保険課
回答	国の定める職員配置基準が遵守されるよう事業所に指導を行っています。国への要望については、「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけを検討していきますが、現時点で豊田市独自の補助金は考えていません。

4. 学童保育に関して

- ① 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」「放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善)」を予算化してください。

担当課	こども・若者政策課
回答	平成 30 年度及び令和元年度に支援員及び補助員の処遇改善として時給単価の改定を行いました。それに基づき、令和元年度から「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を補助申請しています。さらに、令和3年2月に支援員及び補助員の処遇改善として時給単価の改定を行いました。それに基づき、令和3年度から「放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善)」も補助申請をしています。

- ② 上記①の補助金の活用や、「常勤職員配置の改善」について予算化し、「支援の単位」ごとに、正規指導員を複数配置してください。

担当課	こども・若者政策課
回答	「常勤職員配置の改善」については、国の交付要綱上の常勤職員の定義が、「法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員」とされています。現状、この条件に合致する職員を「支援の単位」ごとに複数配置している状況ではないため、当面予算化の予定はありません。 なお、補助金等を活用することにより、1支援単位の児童数によりますが、国はおおむね 40 人対して 2 人の配置基準ですが、本市は 30 人対して 2 人を配置しています。

- ③ 待機児童に関する調査を行い、正確な実態を把握してください。その実態に基づき学童保育所を計画的に設置してください。

担当課	こども・若者政策課
回答	小学校の児童推計をもとに放課後児童クラブ参加児童推計を作成し、施設整備を実施しており、5月1日時点での待機児童数はゼロとなっています。

- ④ 委託・指定管理先に企業(営利を目的とする)を入れないでください。すでに入れている場合は、運営費における人件費割合などを把握し、指導員の適切な雇用・労働条件の確保に努めてください。

担当課	こども・若者政策課
回答	委託費の積算において、支援員の適正な配置に基づいた人件費を算出しており、委託先事業者から提出される、見積書、年間活動計画、収支報告書、職員名簿などにおいて、雇用・労働条件について確認しています。

- ⑤ 静養室、手洗い場、トイレを学童保育所専用として、適切な数を設置してください。また、職員用の事務室、トイレ、更衣室を設置してください。

担当課	こども・若者政策課
回答	新たに放課後児童クラブ専用施設を建築する際には、静養室、手洗い場、トイレについては、現場のニーズを踏まえて、適切な数を設置しています。また、新たに放課後児童クラブ専用施設は、事務スペースや更衣ロッカー等を設置しています。

5. 学校教育に関して

- ① 特定事業主行動計画を市町村立学校の教員にも適用してください。

担当課	人事課
回答	市立学校の教員は、県費負担教員であるため、豊田市特定事業主行動計画を適用することはできません。

- ② スクールカウンセラー、学校図書館司書、教員を増員するとともに、労働条件を改善してください。

担当課	学校教育課
回答	スクールカウンセラーや学校図書館司書については、今後も継続配置をするとともに、労働条件の改善に努めています。 教員の増員については、豊田市だけでなく、近隣市町においても教員不足が深刻な状況となっていますが、最善を尽くしていきます。

- ③ 「1年単位の変形労働時間制」を導入しないでください。

担当課	学校教育課
回答	1年単位の変形労働時間制の選択的導入については、業務削減に向けた総合的な取組の徹底と合わせて可能となります。時間外在校等時間が「42時間／月、320時間／年」の範囲内であることが導入の前提にもなってきます。今後も、多忙化解消への取組を進める中で、導入の可否を判断していきます。

- ④ 教員による部活動指導を軽減してください。

担当課	学校教育課
回答	小学校の部活動は、令和4年度末をもって、全ての学校で実施をしていません。中学校においては、部活動地域指導員を募集し、各地域で指導を行っていただく取組を進めています。それに伴い、市内全28校で令和8年度の地域移行を進める中で教員の負担軽減を図っていきます。

IV. 国または県に対して、以下の要望・意見書を提出してください。

1. 自治体で働く職員の処遇改善のために法・制度を改正するよう求めること

- ① すべての会計年度任用職員へ給料及びすべての手当の支給を可能とすること。

担当課	人事課
回答	すべての会計年度任用職員への給料及びすべての手当の支給に関する要望活動については、国民的な議論や本市の実情を十分に踏まえながら、中核市市長会など関係諸団体と緊密に調整のうえ、必要性を総合的に判断してまいります。

- ② 会計年度任用職員制度に代え、任期の定めのない正規職員として誰もが短時間勤務を選択できる「短時間勤務公務員」制度を創設すること。

担当課	人事課
回答	短時間勤務公務員制度の創設に関する要望活動については、国民的な議論や本市の実情を十分に踏まえながら、中核市市長会など関係諸団体と緊密に調整のうえ、必要性を総合的に判断してまいります。

- ③ 地域手当制度は抜本的に見直し、底上げにより段階的に格差を解消すること。

担当課	人事課
回答	地域手当制度の見直しに関する要望活動については、国民的な議論や本市の実情を十分に踏まえながら、中核市市長会など関係諸団体と緊密に調整のうえ、必要性を総合的に判断してまいります。

- ④ 公務員の労働基本権を回復すること。

担当課	人事課
回答	公務員の労働基本権回復については、国民的な議論や本市の実情を十分に踏まえながら、中核市市長会など関係諸団体と緊密に調整のうえ、必要性を総合的に判断してまいります。

2. 最低賃金の全国一律化と大幅引上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求めること

- ① 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。

担当課	産業人材活躍課
回答	最低賃金については、地域毎、業種ごとの実情に応じて、国が一定のルールにより算出したもので、地域の産業構造や就業構造の特性が、一定程度、反映されたものであると認識しています。全国一律単価の導入等の制度変更については、国による議論等を注視していきます。

- ② 最低賃金を時給 1,500 円以上に引き上げること。

担当課	産業人材活躍課
回答	最低賃金については、地域毎、業種ごとの実情に応じて、国が一定のルールにより算出したもので、地域の産業構造や就業構造の特性が、一定程度、反映されたものであると認識しています。時給 1,500 円以上への引き上げについては、国による議論等を注視していきます。

- ③ 中小企業が最低賃金全国一律化に伴う引き上げができるよう国による中小企業支援策を抜本的に拡充し、賃金引き上げに伴う価格転嫁が適正に行えるよう公正取引を保障すること。

担当課	産業人材活躍課
回答	最低賃金引き上げへの対応を含め、経営努力を続ける中小企業への支援としては、働き方改革推進支援補助金をはじめ、市独自の中小企業支援策を実施してまいります。 また、市内企業に対し、中小企業庁による「下請かけこみ寺」等に関する周知を図ることにより、公正取引に関する啓発を実施してまいります。

3. 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求めること

- ① 「公共サービス基本法」第 11 条を確実に実施できるよう、同法第 4 条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。

担当課	契約課
回答	国等に対する要望については、本市の実情を十分に踏まえながら、中核市市長会など関係諸団体と緊密に調整のうえ、必要性を総合的に判断していきます。

- ② 公契約事業従事者の、適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。

担当課	契約課
回答	Ⅳ 3 ①の回答と同じです。

4. 住民のいのちと暮らし、安全・安心をまもるために、「行政機関の職員の定員に関する法律」（総定員法）を廃止するとともに、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を撤回し、柔軟な定員管理を実現するなど、国家公務員を大幅に増員すること

担当課	人事課
回答	総定員法の廃止及び定員合理化計画の撤回に関する国等に対する要望活動については、国民的な議論や本市の実情を十分に踏まえながら、中核市市長会など関係諸団体と緊密に調整のうえ、必要性を総合的に判断してまいります。

5. 地方財政の拡充を求めること

- ① 地方公務員の人件費・人員の削減、公の施設の統廃合・民間移管など業務改革の取組等の成果を基準財政需要額の算定へ反映する仕組みを廃止すること。マイナンバーカードの普及率を地方交付税の算定へ反映しないこと。

担当課	財政課
回答	「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけていきます。

- ② 地方自治体が基金を積み立てていることを理由とした地方財政の削減を行わないこと。

担当課	財政課
回答	「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけていきます。

- ③ 防災・減災対策について、避難所対策を含めて財政措置を強化するとともに、被災自治体における職員の採用や他の地方自治体からの職員派遣の受け入れ等に係る費用の全額を国が負担する特別交付金制度を復興が完了するまで継続すること。

担当課	財政課
回答	「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけていきます。

- ④ 物価・燃料費高騰に対応するための財源措置を大幅に拡大すること。

担当課	財政課
回答	「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけていきます。

- ⑤ デジタル化の推進に伴うガバメントクラウドの利用料や、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化、人事院勧告に伴う地方公務員(会計年度任用職員を含む)の給与改定、地域手当制度の見直し、教職調整額の率の引上げ、現在議論されている教育無償化など、国の主導によって全国一律に実施を求められる政策に係る新たな財源や負担については全額を国が負担すること。少なくとも基準財政需要額への確実な算入と、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、不交付団体も含めたすべての地方自治体に必要な財源を保障すること。

担当課	財政課
回答	「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけていきます。

- ⑥ 2025 年度税制改正における所得税に係る物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応は、地方自治体の財政に一切の影響を与えることなくすべて国の責任で行うこと。

担当課	財政課
回答	「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけていきます。

6. 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求めること

- ① 世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善すること。

担当課	保育課
回答	Ⅲ 2 ②のとおりです。

- ② 保育士の賃金水準の抜本的な引き上げなど、さらなる処遇の改善を図ること。

担当課	保育課
回答	国への働きかけは、令和6年5月に中核市市長会「国の施策及び予算に関する提言」の中で保育職員の処遇改善の充実を図ることを求めています。

- ③ 両立支援のため、子の看護等休暇等を有給で取得できるよう財政措置を行うこと。

担当課	人事課
回答	子の看護等休暇の有給取得に係る財政措置の要望については、国民的な議論や本市の実情を十分に踏まえながら、中核市市長会など関係諸団体と緊密に調整のうえ、必要性を総合的に判断してまいります。

7. 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求めること

- ① 介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げること。

担当課	障がい福祉課
回答	報酬に対する措置については、国の責任で実施する必要があると考えているため、今後も「中核市市長会」「全国市長会」などと連携して、国へ財政措置を求める働きかけを検討していきます。
担当課	介護保険課
回答	「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して国への働きかけを検討していきます。

- ② 夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。

担当課	障がい福祉課
回答	監査や実地指導等により、実態の把握に努めてまいります。
担当課	介護保険課
回答	運営指導等により、夜間の勤務状況の把握を行っています。

8. 国の責任で、教職員未配置問題を抜本的に改善するための措置を早急に講じるよう求めること

担当課	学校教育課
回答	教員不足は、豊田市だけでなく近隣市町においても深刻な状況です。国、県の動向を注視し、未配置とならないように最善を尽くしていきます。

以 上